

10月1日から 幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する 3～5歳の子どもが利用料が無償化されます

住民税非課税世帯の0～2歳の子どもも対象に

※対象となる子どもの年齢は、4月1日時点の年齢を基準とします。

幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する場合

★現在ご利用中の対象者には、9月中旬までに封書でお知らせします。

【対象者・利用料】

① 3～5歳までの全ての子どもが利用料が無償化されます。

- 利用料：無償。ただし幼稚園は、月額上限25,700円です。
- 無償化期間：満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間(幼稚園は、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化)
- 通園送迎費・食材料費・行事費などについて

これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、おかず・おやつなどの副食費用が免除されます。

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や、償還払いの手続きが必要な場合がありますので、詳しくはお問合せください。

② 住民税非課税世帯の0～2歳までの子どもが利用料が無償化されます。

◆子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から現行制度を継続し、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0～2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償になります。※年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は問いません。

【対象施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)が対象です。

※地域型保育とは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を指します。

認可外保育施設などを利用する場合

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。そして、保育所・認定こども園などを利用できないかたが対象です。

※「保育の必要性の認定」要件は、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、詳しくはお問合せください。

● 利用料：3～5歳までの子どもは月額上限37,000円まで、住民税非課税世帯の0～2歳までの子どもは月額上限42,000円までが無償化されます。

【対象施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設・地方自治体独自の認証保育施設・ベビーシッター・認可外の事業所内保育などを指します。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県などに届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも、無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

発達支援サービスを利用する場合

【対象者・利用料】

受給者証をお持ちの3～5歳までの障害児の利用料が無償化されます。

【対象施設・支援】

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

【申請時の注意点】

保育所・認定こども園などに通い、すでに教育認定(1号)、保育認定(2号)をお持ちの場合は、保育料の無償化に関する申請は必要ありません。無償化の対象となる、幼稚園・認定こども園(1号)の預かり保育や認可外施設を利用する場合は、申請などの手続きが必要となります。

詳しくは利用施設または保育こども園課へお問合せください。

幼稚園の預かり保育などを利用する場合

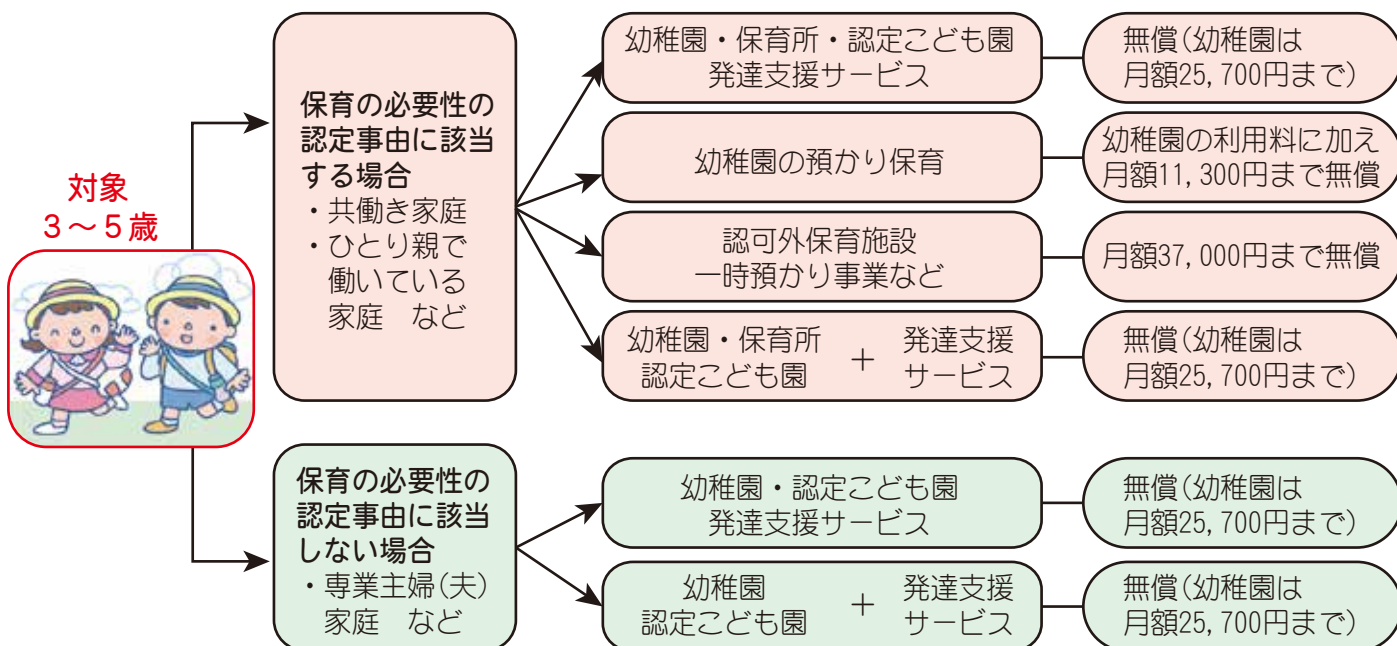
【対象者・利用料】

無償化の対象になるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

● 利用料：幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、月額上限11,300円(日額単価450円まで)で預かり保育の利用料が無償化されます。

※原則、通っている幼稚園を経由して申請してください。「保育の必要性の認定」要件は、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、詳しくはお問合せください。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※地域型保育や企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象です。

住民税非課税世帯の0～2歳までの子どもは、左表と同様に無償化の対象です(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)



詳しくは、お問合せください
問合せ先 保育こども園課
 ☎072-433-7024
 Fax072-433-7051